

第3回大空町農業委員会総会議事録

平成29年8月26日第2回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番	石原	せつえ	2番	江口	美世司	3番	石田	正俊
4番	苫米地	正幸	5番	澤井	忠雄	6番	丹羽	真治
7番	岡内	浩之	8番	小久保	謙	9番	長尾	照幸
10番	早川	敏幸	11番	渡邊	恵二	12番	伊藤	博幸
13番	井上	良幸	14番	田中	悟	15番	田中	秀雄
16番	齊藤	貞利	17番	赤石	昌志	18番	岩原	秀嗣
19番	佐藤	廣治	20番	渡辺	誠	21番	石田	敦
22番	福田	重幸	23番	岡本	シゲ子	24番	遠藤	哲也
25番	長谷川	伸一	26番	永倉	誠二	27番	山神	正信

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥

主査 渡邊 豪

主事

安念 真人

第3回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	<p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦労さまでございます。</p> <p>8月も、今日をいれて3日で終わるわけなんですけれども、8月に入りまして、なかなか気温が上がらない中、麦刈りが始まって、あれあれといううちに麦秋まきと収穫が終わったところです。</p> <p>ちょっと干ばつがみしていますので、なかなか作物の成長がちょっと悪いのかなと。</p> <p>その後タマネギを収穫、また今ジャガイモの収穫が始まっていると思います。</p> <p>皆さんも怪我のないよう作業を進めていただきたいと思います。</p> <p>今月の21日に津別町で3町の交流会ということで、パークゴルフがありました。</p> <p>各委員さんにおかれましては、大変御協力いただきました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そして、先日でありますけれども、27日、ロール転がしに農業委員会からチームをつくって親睦会長を中心に選手の委員さん。また、応援をしていただきました。</p> <p>各委員さんにおかれましては、大変ありがとうございました。</p> <p>楽しく、1日を過ごされたのかなとっております。</p> <p>そして、今日でありますけれども、朝から農地パトロールということで、昨年、利用集積の新規。また、農地転用行われたところを今日両地区見てまいりました。</p> <p>皆さんも見たとおり、特別なことはなかったのかなと自分で見ております。</p> <p>今日は、第3回の総会でございますので、御審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

山神会長	この際、活動状況報告を行います。事務局長。
作田局長	<p>7月28日開催の第2回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明朗読)</p>
山神会長	<p>ただ今より第3回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、27名であります。</p> <p>大空町農業委員会会議規則第7条の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計10件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、3番石田正俊委員、4番苫米地委員を指名いたします。</p> <p>所有権移転関係1番から2番について関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、交換の案件です。図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>補足資料を用意しましたので、そちらをご覧ください。</p> <p>(補足資料朗読)</p> <p>以上により、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	この件について第1地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第1地区農業委員により7月25日にあっせん会を開催しております。</p> <p>今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番から2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これより議案第1号の所有権移転関係1番から2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、農地に住宅を建設したいとの申請があった案件であります。</p> <p>本件については、7月22日に第4地区農業委員さんに現地調査をしていただいた結果、転用予定地については、既存施設の隣接地であり、建設場所として転用はやむを得ないということで判断しております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目には該当していないことを確認しております。</p> <p>なお、この申請に係る図面を、2ページから4ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては7月22日に第4地区委員及び事務局職員で</p>

山神会長	<p>現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
渡邊主査	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p> <p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、新規の案件です。</p> <p>7 月 22 日に第 2 地区農業委員によりあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、5 ページに掲載おります</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず 17.4ha です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長 委員長	<p>この件について第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第 4 地区農業委員により 7 月 22 日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

山神会長	<p>以上です。</p> <p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 番から 3 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、利用権設定 1 番の下から 2 筆を使用貸借から賃貸借に変更し、残りは賃貸借の更新をする案件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、更新のため省略しております</p> <p>借主 1 番及び 2 番の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、117.7ha です。</p> <p>3 番の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.1ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番から 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>この利用権設定の 1 番と 2 番というのは、同一の貸出人と同一の借主そして、1 番の中で、更新だという話ですよ。1 番と 2 番の議案を分ける必要はどこにあったのか。</p>
渡邊主査	<p>貸し主の希望によりまして、2 番の農地が、基盤整備の対象農地になっております。</p> <p>工事が実施される予定でございますが、そこだけどうしても分けたい</p>

山神会長	<p>という貸し主の希望がありまして、分けているところでございます。</p> <p>法律等を確認させていただいておりまして、特段一緒になければだめだというような、決めがありませんので、今回は貸し主の希望により、分けているという状況でございます。</p> <p>それ以外の意味は特にございませんのでよろしく申し上げます。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番から3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係4番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p> <p>この件につきましては、更新の案件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面については、更新のため省略しています。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、41.4ha、労働力は4人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件につきましては、平成27年6月より農地保有合理化事業により、農業公社から平成32年2月まで賃貸借の契約を結んでおりましたが、譲受人の準備が整い、早期買取を行うものです。過去の総会で説明しておりますので、図面を省略しております。 なお、元の耕作者は、〇〇氏になります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。 (なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」を議題とします。利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読) この件の状況については、先月の総会議案で、農地中間管理機構に貸し付けた農地です。 なお、図面については、過去の総会でお示ししておりますので、省略しております。 北海道知事が認可する農用地利用配分計画(案)に対して、法律の規</p>

	<p>定により、農業委員会の意見が求められております。</p> <p>状況等についてですが、前耕作者は、〇〇氏になります。</p> <p>借主は、今回の該当地の隣接地を耕作する認定農業者であります。</p> <p>借受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、41.5ha、労働力は4人です。</p> <p>利用権の期間の終期と金額については、〇〇氏が農業公社に貸付けた内容と同じです。</p> <p>以上の状況により、農業委員会の意見を議案掲載のとおりとしておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主は意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>そのため、農業委員会の意見については、議案掲載のとおりで問題が無いと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより質疑に入ります。</p>
山神会長	<p>〇〇委員</p>
委員	<p>ここに記載されているのは、公社から〇〇さんという順番になっているが、最初の〇〇さんが、農地中管理機構に出しました。それを公社が借り上げるという格好にしたのか。</p> <p>いったん、〇〇さんにやったんだけど、〇〇さんが公社に出し、賃貸を結んだのかということとこの意見を求められたとの整合性がちょっとよくわからない。</p>
渡邊主査	<p>先月の総会におきまして、〇〇さんから公社にこの土地の貸付けが行われて、議決をいただいております。</p> <p>農地について、法律で許されている又貸しになります。</p> <p>土地の所有者〇〇さんのまま公社が間に入って〇〇さんに貸付けをするということになります。</p> <p>意見でございますが、他の議案につきましては、農業委員会において、認可なり議決なりで、許可できる行為でございますが、この農地中間管理事業におけます農用地利用配分計画については、北海道知事の認可に</p>

	<p>なります。</p> <p>認可に際しまして、必要があれば、農業委員会意見を求めることができるというようなことになっておりまして、今回、意見が求められておりますので、この農用地利用配分計画案に対して意見をしますものがございます。</p> <p>最終的には北海道のほうで決定することになります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>これ最終的には、公社は、〇〇さんに売るわけなのか。</p>
渡邊主査	<p>それはまた別な話です。</p> <p>土地の所有者は〇〇さんのままでございますので、又貸ししている状況になります。</p>
委員	<p>これからは主となるのか。</p>
渡邊主査	<p>これは、保有合理化とはまた別のもので中間管理機構事業になります。</p> <p>たまたま保有合理化と中間管理機構を行っているところが農業公社、でございますが、中間管理事業が大空町という初めてでございますけども、この件については、保有合理化ではなくて、中間管理事業ということで貸し借りする方の事業使うことになります。</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>(議案説明朗読)</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>

山神会長	<p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>(午後2時10分)</p>
------	--